

高坂駅東口第一土地区画整理事業 区画整理だより

第 33 号

令和 6 年 2 月

発行：東松山市都市計画部
高坂区画整理事務所

皆様におかれましては、平素より土地区画整理事業の推進に対しまして格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

引き続き事業の推進に対しまして、皆様の更なるご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

東松山都市計画事業高坂駅東口第一土地区画整理事業 換地計画の縦覧

高坂駅東口第一土地区画整理事業の換地計画の認可にあたり、土地区画整理法第 8 条第 2 項に基づく換地計画の縦覧を次のとおり行います。

また利害関係者は、内容に意見がある場合、意見書を提出することができます。

○縦覧期間 令和 6 年 3 月 5 日（火）～ 3 月 18 日（月）（土・日含む）

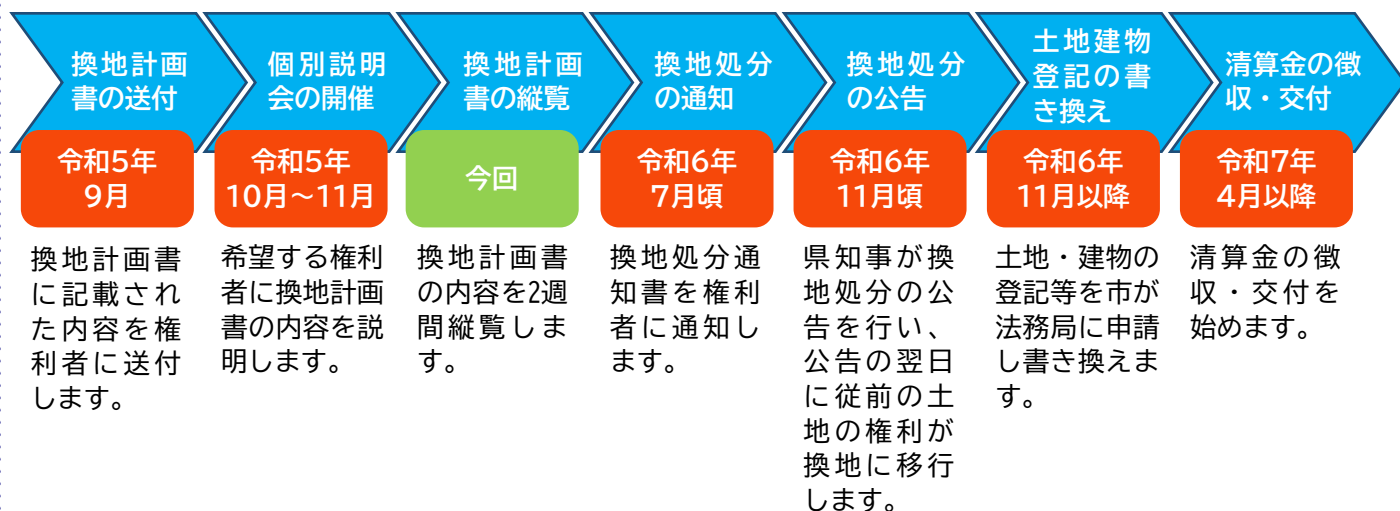
○縦覧時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

○縦覧場所 東松山市役所 高坂区画整理事務所窓口（東松山市松葉町 1 - 1 - 58）

事業の今後の見通し

換地処分に向けた今後の予定をお知らせします。ただし、今後の調整や協議等の進捗によりスケジュールが変更となる可能性があります。

今後の流れ



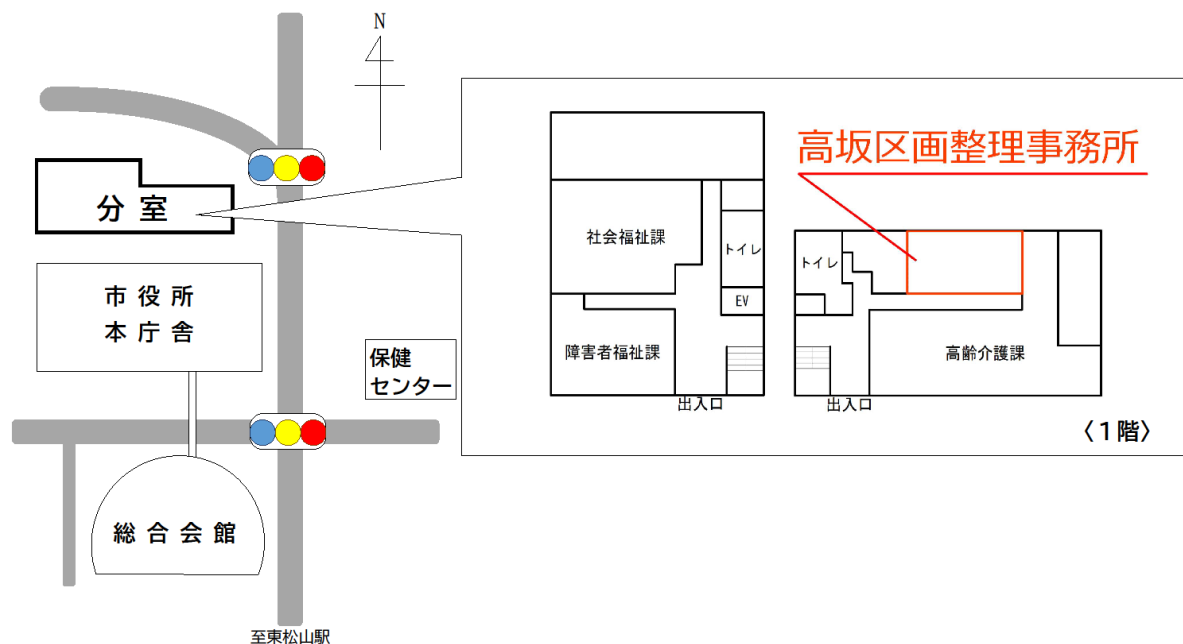
高坂区画整理事務所が移転しました

令和5年12月25日（月）から事務所の所在地が変更になりました。

東松山市松葉町1-1-58（東松山市役所分室1階）

なお、縦覧場所もこちらになります。

〇市役所周辺地図・フロア図



所有権移転届出等のお願い

換地計画の手続きを進めるにあたり、所有権移転などの次の内容について換地処分直前まで常に把握する必要があります。

1. 土地の売買や相続などにより権利の変更が生じた場合
2. 権利者が住所などを変更された場合
3. 抵当権などを設定又は変更した場合

上記の内容に変更があった場合は、土地登記簿等と併せて速やかに届出をお願いいたします。

高坂駅東口第一土地区画整理事業について、ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

【高坂区画整理事務所】

〒355-8601 埼玉県東松山市松葉町1-1-58

TEL0493-35-0112 FAX0493-53-6386

